

## 学校法人尽誠学園 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、学校法人尽誠学園（以下「法人」という。）の寄附行為第 57 条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第 31 条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、この報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（県外出張に伴う交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額)

第 4 条 役員及び評議員に対する報酬等は、次のとおりとする。

役職名	報酬等	
理事長	報酬月額	200,000 円
	賞与	教職員の支給基準に 50,000 円を加算した額
常務理事	報酬月額	100,000 円
	賞与	教職員の支給基準に 50,000 円を加算した額
常勤理事	報酬月額	20,000 円
	賞与	教職員の支給基準に 50,000 円を加算した額
非常勤理事	報酬年額	50,000 円
非常勤監事	報酬年額	50,000 円
	監査業務	一日につき 10,000 円
評議員	報酬年額	50,000 円

- 2 役員及び評議員の退職慰労金は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は、法令に基づき報酬から控除すべき金額を控除して支給する。

2 常勤の役員に対する報酬等は、次の各号による区分に応じて、銀行振込により支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日の場合は、その前日に繰り上げて支給する。

(1) 報酬 毎月 21 日

(2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月

3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、毎年度第 1 回定時評議員会が開催された月の翌月 21 日に銀行振込により支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日の場合は前項に準ずる。

4 監事の監査業務については、その都度現金で支給する。

(費用)

第 6 条 役員又は評議員が職務執行のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員又は評議員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 1 円未満であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 9 条 法人は、この規程をもって、私立学校法第 107 条第 1 項第 3 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。